

出願から意匠登録までの手続

弁理士 廣瀬隆行

意匠登録を受けるには、意匠登録を受けようとする意匠について出願しなければなりません。意匠登録出願は、方式審査を経て、実体審査を受けることになります。審査において拒絶理由がない意匠は、登録査定がされ、意匠公報によりその意匠の内容が開示されます。なお、秘密意匠制度を利用した出願については、意匠登録の日から3年以内の請求期間内は意匠が開示されません。

(1)出願手続

出願に際して必要な情報は、物品名と、六面図(正面、背面、右側面、左側面、平面、底面)です。使用状態を示す斜視図などがあってもよいです。

正確な六面図をいただくと出願費用を安くすることができます。

出願時にかかる費用は以下のとおりです。

| | |
|-----------------|----------|
| 出願特許印紙代 | 16,000 円 |
| 意匠登録出願基本手数料 | 80,000 円 |
| 意匠 / 意匠に係る物品の説明 | 10,000 円 |

図面:実費

すなわち、出願時に 10 万円強の費用がかかります。

(2)拒絶理由通知

審査官が拒絶理由を発見した場合、審査官は出願人に対し拒絶理由を通知します。これに対し、出願人は意見書や補正書などを提出することができます。意匠は、特許に比べると、拒絶理由が通知されず登録査定となるケースが多いです。

意見書や補正書を提出する費用は 12 万円強です。

(3)登録査定時

拒絶理由が見つからない場合、審査官は登録査定をします。

登録査定後、登録料を納付されるか否かを問い合わせます。

(4)設定登録(登録料納付)

登録査定後、出願人が登録料を納付すれば、出願された意匠が登録原簿に登録されます。これにより、意匠権が発生し、意匠公報が発行されます。

登録時には主に以下の費用がかかります。

| | |
|------------|----------|
| 意匠登録成功謝金 | 65,000 円 |
| 登録料納付手数料 | 10,000 円 |
| 登録印紙料(1年分) | 8,500 円 |

2年目以降は維持年金を納付する必要があります。維持年金の管理を怠るとせっかくの権利が消滅します。ですから、維持年金の納付期限は、しっかりと管理されることをお勧めいたします。なお、事務所では、ご要望に応じて期限前にリマインダーを送るサービスを行います。ただし、個人で負うことができる責任には限界があるため、仮に年金の納付を誤った場合であっても、権利の失効に伴う損害賠償責任を負うことはできません。

以上